

平成28年10月31日
観観産第411号
一部改正 平成29年12月28日
観観産第622号
一部改正 平成30年8月30日
観参第185号の4

各都道府県知事 殿

観光庁長官

「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」の一部改正について

今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について」（平成26年3月26日付け国自旅第622号）の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者等又は旅行サービス手配業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について（平成28年10月31日付け観観産第411号、一部改正平成29年12月28日付け観観産第622号）2.（4）別添モデル様式を別添のとおり改正するので通知します。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対し、当該者が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、ご周知いただきますことよろしくお願いいたします。

(別添)

運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者			氏名・名称 (担当者名)			申込日：平成 年 月 日					
住所						電話： — —					
						FAX： — —					
						E-mail：					
						緊急連絡先： — —					
契約責任者			氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)			電話： — —					
住所						FAX： — —					
						E-mail：					
						緊急連絡先： — —					
運送を引受ける者			氏名・名称			電話： — —					
住所						FAX： — —					
						E-mail：					
						緊急連絡先： — —					
事業許可			昭和・平成 年 月 日 第 号			任意保険・共済					
営業区域：						対人 無制限					
						対物 200万円					
						無制限					
						※該当するものに○を記入					
申込乗車人員		人		乗車定員別又は車種別の車両数		大型車		中型車		小型車	
						両		両		両	
配車日時		月 日 ()		配車場所							
										地図：有・無	
旅行の日程											
月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考	
								地点	時間		
①	/	:		:			:		:		
②	/	:		:			:		:		
③	/	:		:			:		:		
④	/	:		:			:		:		
うち、旅客が乗車しない区間：							() 営業所車庫				
交替運転者		有・無		交替の地点 ()		【運行開始日時】		【運行終了日時】			
		「無」の場合の理由：昼間短距離・その他 ()				月 日 ()		月 日 ()			
車掌 (ガイド)		有・無		交替の地点 ()							
運賃及び料金の支払方法		<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ()		支払期日：平成 年 月 日		【走行距離】		【走行時間】			
適用を受けようとする割引		<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引		<input type="checkbox"/> その他 () 割引		総 実車		総 実車		備考	
				※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。		km		時間 分		円	
特約事項						運賃		料 金		消費税	
						(上限額： 円 下限額： 円) *		(上限額： 円 下限額： 円) *		(料金の種類：)	
						実費 (税込)		実費 (詳細：)		合計請求金額	
						円		円		円	

* 運賃・料金は、需要の季節変動に応じて、上限額・下限額の幅の中で決定されるものです。このうち、下限額は運送に必要な費用から求められる基準額から10% (本来賄われるべき一般管理費と営業外費用相当) を割り引いた額であり、年間を通じて適用されるべきではありません。

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

配車場所の地図

備考欄 (※ 記入スペースが必要な場合に使用)